

仕 様 書

1 業務名

宝が池公園（狐坂及び憩いの森）トイレ便座修繕

2 業務の目的

宝が池公園（狐坂及び憩いの森）に設置されているトイレの便座修繕

3 履行期間

令和8年7月31日まで

4 履行場所

宝が池公園（左京区上高野流田町8他）

5 業務範囲

別紙 箇所図、写真のとおり

6 業務内容

- （1）宝が池公園（狐坂：多目的トイレ）の便座蓋が割れて無くなっている状況のため、便座ごと交換し使用できるようにすること。
- （2）宝が池公園（憩いの森：子供トイレ）の便座が割れている状況のため、便座を交換し使用できるようにすること。
- （3）新たに設置する蓋については、既存便座蓋と同等品以上のものとし、事前に本市担当職員の承認を得ること。
- （4）業務完了後、写真（着手前、施工中、完成後）を提出する。

7 支払条件

履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

8 特記事項

- （1）修繕に要する材料費、労務費、処分費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- （2）撤去した資材等は適切に処分すること。
- （3）公園利用者及び近隣住民との間で問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- （4）作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- （5）作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- （6）作業中、事故はじめ、問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。

箇所図

別紙



宝が池公園（ 狐坂：多目的トイレ ）



宝が池公園（ 憩いの森：子供トイレ）

